

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費(第8条―第12条)

第2節 宿泊費等(第13条―第15条)

第3節 転居費等(第16条―第18条)

第3章 外国旅行の旅費(第19条)

第4章 雑則(第20条―第28条)

附則

第2条第1項第1号中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)で定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この号において」に改め、同項第3号中「職員について」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合に」に、「又は」を「、居所その他旅行命令権者が認める」に改め、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「、職員」を「職員」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「以下」を「以下この号及び次号において」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることが

できる職員　その家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第20条第2項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第3条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは当該家族の責めに帰することができない事情

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「」及び「」という。）」を削り、「旅行依頼（以下）を「旅行依頼（以下この条及び次条において）」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「以下」を「以下この条において）」に、「これ」を「、当該事項」に改める。

第5条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の計算）

第6条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてその種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

2 前項に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この条例及び人事委員会規則で定めるところによる。

第7条から第12条までを削る。

第13条第1項中「ものは」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に、「第4項」を「第5項」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第6項中「期間」を「期間、第4項に規定する給与の種類」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 旅費の支出又は支払をする者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第13条を第7条とする。

第14条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（人事委員会規則で定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（人事委員会規則で定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（人事委員会規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第11条 車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次

に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 当該移動に係る路程に応じた費用

(2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる費用は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第2節 宿泊費等

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。第15条及び第16条において「令」という。）第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法及び令第11条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として人事委員会規則で定める1夜当たりの定額とする。

第3節 転居費等

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、法及び令第12条の規定により国家公務員等に支給される転居費の額を基準として人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度

として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条の見出しを削り、同条中「外国旅行の旅費支給」を「渡航雑費、死亡手当その他の外国旅行の旅費の支給」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「法」に改め、同条ただし書中「同法律」を「法」に改め、第3章中同条を第19条とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第24条とし、第4章中同条の前に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、人事委員会規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用を除く。）及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用に限る。）及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第32条第1項中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項中「第29条

第3項の規定に準じて」を「人事委員会規則で定めるところにより」に改め、「前職務相当の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第32条を第25条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第26条 旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則（次項において「条例等」という。）の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出又は支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出又は支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

(任命権者の監督)

第27条 任命権者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第33条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改め、同条中「の実施のための手続その他その執行について」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため」に改め、同条を第28条とする。

附則第2項から第6項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1を削る。

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第3条第4項中「及び別表第6」を削る。

附則第2項から第9項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4

- 1 内国旅行の旅費及び費用弁償額

区分	宿泊費
----	-----

議会の議員		国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条及び第21条第2項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この表及び次項の表において「指定職の職務にある者」という。）に支給される宿泊費に相当する額（以下この表において「指定職相当額」という。）
知事		
副知事		
教育長		一般職の職員の例による額
企業管理者		
病院事業管理者		
教育委員会の委員		
選挙管理委員会の委員	委員長	
	委員	
	補充員	
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任する委員	指定職相当額
	議会の議員のうちから選任する委員	
常勤の監査委員		
人事委員会の委員		
公安委員会の委員		
労働委員会の委員	会長	
	会長代理	
	委員	
	特別調整委員	

	あつせん員	一般職の職員の例による額
	あつせん員候補者	
収用委員会の委員	会長	
	委員	
海区漁業調整委員会の委員	会長	
	委員	
内水面漁場管理委員会の委員	会長	
	委員	
選挙長		
選挙分会長		
審査分会長		
選挙立会人		
審査分会立会人		
附属機関の委員等	会長及びこれに準ずる者	
	委員及びこれに準ずる者	
	社会教育委員	
専門委員		
地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職にある者		

備考

- 1 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員の例による。ただし、第2条、第3条第1項第1号及び第2号並びに第4条第1項第3号の職員（議会の議員のうちから選任する委員に限る。）にあつては、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第8条第1項第5号中「特別車両料金（人事委員会規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別車両料金」と、同条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第9条第1項第4号中「特別船室料金（人事委員会規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別船室料金」と、同条第2項中「最下級（人事委員会規則で定める職員が

移動する場合には、最下級の直近上位の級）」とあるのは「最上級」と、同条例第10条第2項中「最下級」とあるのは「最下級の直近上位の級」と読み替えた額とする。

- 2 車賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、一般職の職員の例による。ただし、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、知事等に限り支給する。

2 外国旅行の旅費及び費用弁償額

区分		旅費及び費用弁償額
議会の議員		国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職の職務にある者に支給される旅費に相当する額（以下この表において「指定職相当額」という。）
知事		
副知事		
教育長		行政職給料表 9 級の職務にある一般職の職員の例による額
企業管理者		
病院事業管理者		
教育委員会の委員		
選挙管理委員会の委員	委員長	
	委員	
	補充員	
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任する委員	指定職相当額
	議会の議員のうちから選任する委員	
常勤の監査委員		
人事委員会の委員		
公安委員会の委員		
	会長	
	会長代理	

労働委員会の委員	委員	行政職給料表 9 級の職務にある一般職の職員の例による額
	特別調整委員	
	あつせん員	
	あつせん員候補者	
収用委員会の委員	会長	
	委員	
海区漁業調整委員会の委員	会長	
	委員	
内水面漁場管理委員会の委員	会長	
	委員	
選挙長		
選挙分会長		
審査分会長		
選挙立会人		
審査分会立会人		
附属機関の委員等	会長及びこれに準ずる者	
	委員及びこれに準ずる者	
	社会教育委員	
専門委員		
地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる職にある者		行政職給料表 4 級の職務にある一般職の職員の例による額

備考 この表により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

別表第 6 を削る。

(山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の1号を加える。

(17) 船員作業手当

第14条第2項の表に次のように加える。

(17) 船員作業 手当	船員たる警察職員が航海中の船舶において行う作業で人事委員会が定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事した場合	同 1,090円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
-----------------	---	-----------------------------------

（参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和37年7月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

（山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

第5条 山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例（昭和62年7月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（費用弁償の種目及び金額）」に改め、同条第1項各号を次のように改める。

(1) 内国旅行 一般職の常勤の職員の例による鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費（県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を除く。）及び着後滞在費の額

(2) 外国旅行 一般職の常勤の職員の行政職給料表2級の職務にある者の例による航空賃及び渡航雑費の額

第3条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の県職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行（附則第4項において「施行日以後の旅行」という。）について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の県職員等の旅費に関する条例（次項及び附則第6項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1

項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 施行日以後の旅行のうち令和9年3月31日までに出発する旅行に係る新条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「22円」とあるのは、「29円」とする。

5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 旧条例第6条第16項の規定により船員たる職員に対して支給する日額旅費であって人事委員会の承認を得て任命権者が定めるものの支給については、当分の間、なお従前の例による。

7 第2条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の参考人等に対する費用弁償に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第8号イ及びロ中「扶養親族」を「家族」に改める。

提 案 理 由

国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準の見直しを行うため提案するものである。

議第87号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3 報酬額の欄中	同	10,800円	を	同	12,200円	に改める。
	同	10,800円		同	12,200円	
	同	8,900円		同	10,100円	
	同	10,800円		同	12,200円	
	同	8,900円		同	10,100円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるため提案するものである。

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ(ロ)中「において」を「及び第33条の4第2号において」に改める。

第32条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第33条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第33条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第33条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第33条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第33条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員等 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第33条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が発生したことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第34条第1項中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第35条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第35条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員等が法第19条第3項の規定による変更をしたこととする。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和26年12月県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第9条の4第1項」を「第9条の5第1項」に改める。

第9条の5を第9条の6とし、第9条の4を第9条の5とし、第9条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第9条の4 任命権者は、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第36条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「第16条の4第1項」を「第16条の5第1項」に改める。

第16条の5を第16条の6とし、第16条の4を第16条の5とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等)

第16条の4 県教育委員会は、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第36条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員(以下この項において「申出学校職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出学校職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想

される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 県教育委員会は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

(3) 対象学校職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 県教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「並びに第16条の5」を「、第16条の5並びに第16条の6」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内でこの条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の山形県職員等の育児休業等に関する条例第33条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員等が選択することができる部分休業の形態を変更する等のため提案するものである。

議第89号

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例

山形県副知事定数条例（平成17年10月県条例第90号）の一部を次のように改正する。
本則中「1人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

副知事の定数を2人にするため提案するものである。

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第33条中「及び」を「、特定親族特別控除額及び」に改める。

第82条の2第2項中「納期限」を「納期限まで」に、「当該」を「、納期限又は当該」に、「減失又は」を「減失若しくは」に、「）まで」を「まで）」に改める。

附則第3条の2第2項中「前項」を「第1項」に、「の財産に係る」を「に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第29条を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者（県民税の所得割の納税義務者に限る。）につきこの項の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る前項に規定する県民税の所得割については、第33条の規定（障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び特定親族特別控除額に係る部分に限る。）は、適用しない。

附則第12条の5第1項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

附則第15条の2の3第1項第2号中「自衛隊」を「自衛隊又は締約国軍隊（法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する締約国軍隊をいう。第6項において同じ。）」に、「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項第3号中「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項第4号中「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項第5号中「附則第10条の2の2第8項」を「附則第10条の2の2第9項」に改め、同条第2項の表中「附則第10条の2の2第9項」を「附則第10条の2の2第10項」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第12項」を「附則第10条の2の2第13項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた締約国軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第19条の2第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附則第21条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に改め、同項の表中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第82条の 2 第 2 項の改正規定及び附則第12条の 5 第 1 項の改正規定 公布の日
 - (2) 第29条第 5 項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (3) 附則第19条の 2 第 1 項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第28号）の施行の日
 - (4) 附則第15条の 2 の 3 の改正規定及び附則第 3 項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日
 - (5) 附則第 3 条の 2 の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の第33条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 3 改正後の附則第15条の 2 の 3 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 6 項の規定は、附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税について特定親族を有する者を所得控除の適用対象とする等のため提案するものである。

議第91号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県
条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

提 案 理 由

地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除の適用期間を延長するため提案するも
のである。

議第92号

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（山形県知事の選挙の場合に限る。）」を削り、「同項第5号」を「法第143条第1項第5号」に改める。

第6条第1号及び第2号イ中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同号ロ中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第9条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び次項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第1条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該改正規定の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

県議会議員及び知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる等のため提案するものである。

議第93号

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県民生委員の定数に関する条例（平成27年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「349人」を「350人」に、「98人」を「99人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

提 案 理 由

世帯数の変動等に伴い、民生委員の定数を変更するため提案するものである。

議第94号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号の表中	山形県立新庄北高等学校	新庄市	を
	山形県立新庄北高等学校最上校	最上郡最上町	
	山形県立新庄南高等学校	新庄市	
	山形県立新庄南高等学校金山校	最上郡金山町	
	山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市	
」			
山形県立新庄志誠館高等学校 山形県立新庄志誠館高等学校最上校 山形県立新庄神室産業高等学校 山形県立新庄神室産業高等学校金山校	新庄市	に改める。	
	最上郡最上町		
	新庄市		
	最上郡金山町		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県立新庄北高等学校及び山形県立新庄南高等学校を統合し、山形県立新庄志誠館高等学校を新設するとともに、山形県立新庄北高等学校最上校及び山形県立新庄南高等学校金山校の名称を変更するため提案するものである。

議第95号

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（」を「全部又は一部（」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提 案 理 由

企業局職員が選択することができる部分休業の形態の変更に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第96号

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「一部（」を「全部又は一部（」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提 案 理 由

病院事業局職員が選択することができる部分休業の形態の変更に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。